

千葉県歩道橋ネーミングライツパートナー  
募集要項

平成30年6月  
千葉県

### 1 募集の趣旨

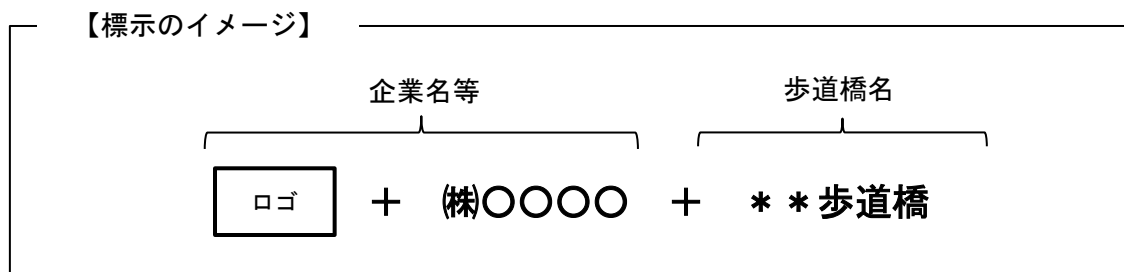
千葉市では、市が管理する歩道橋を有効活用し、歩道橋に通称名を命名することができる権利を売却し、得られた収入を道路施設の維持管理費等に充てることを目的とした歩道橋ネーミングライツ事業に賛同していただけるネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

### 2 募集主体

千葉市

### 3 事業概要

歩道橋側面に、企業名等と歩道橋名を合わせ、通称名を標示するパートナーを募集します。



#### 4 実施箇所

幕張西歩道橋など計16橋

	歩道橋名	場所	標示面数
1	幕張西歩道橋	美浜区幕張西2丁目	2面
2	豊砂歩道橋	美浜区豊砂	2面
3	メッセ大橋歩道橋	美浜区豊砂	2面以上 (最大4面)
4	花園歩道橋	花見川区花園4丁目・5丁目	2面
5	穴園第1歩道橋	稲毛区園生町	2面以上 (最大4面)
6	穴園第2歩道橋	稲毛区園生町・小仲台4丁目	2面
7	高洲幸町歩道橋	美浜区幸町2丁目	2面
8	春日歩道橋	中央区春日1丁目・2丁目	1面
9	千草台東小前歩道橋	稲毛区千草台2丁目・作草部町	2面
10	千葉港駅前歩道橋	中央区千葉港・中央港1丁目	2面以上 (最大4面)
11	羽衣歩道橋	中央区長洲1丁目	2面以上 (最大6面)
12	都町歩道橋	中央区都町・都町1丁目・2丁目	2面以上 (最大6面)
13	末広2丁目歩道橋	中央区末広2丁目	2面
14	稲荷町歩道橋	中央区稲荷町3丁目	2面
15	誉田小学校前歩道橋	緑区誉田町1丁目・2丁目	2面
16	誉田歩道橋	緑区誉田町3丁目	2面

※標示面数の詳細は、「歩道橋標示面箇所図」のとおり。

#### 5 募集条件

(1) ネーミングライツ料

1橋1面あたり年額15万円(消費税及び地方消費税別)以上

※標示面数は、歩道橋によって異なります。

(2) 契約期間

3年以上(原則として、期間短縮の協議はできません。)

(3) 通称名の規格等

ア 標示する通称名は、「千葉市広告掲載要綱」及び「千葉市広告掲載基準」を満たすものとします。

イ 通称名は、企業名、商品名等(ロゴマークも可)を含む日本語及び英語

アルファベットとします。(原則、商標登録されたものとします。)

- ウ 標示可能箇所は、歩道橋の側面部分とし、1面に1箇所までとします。
- エ 通称名の大きさは1文字30cm角を標準とし、標示可能面積は、既存の歩道橋名を除き、5m<sup>2</sup>以下とします。
- オ ロゴマークの大きさは、2文字までの大きさを標準とします。
- カ 標示方法は、歩道橋の表面に、シール貼り付け又は塗装するものとします。
- キ 色彩について、名称及びロゴマークは単色を標準とします。なお、蛍光色、反射色及び赤、黄色の原色等交通安全上支障となる色を除くこととし、背景色は、透明又は設置面と同色を基本とします。
- ク その他、千葉県屋外広告物条例施行規則別表第2における共通基準を満たすものとします。

※「千葉県屋外広告物条例施行規則別表第2」における共通基準

- ・地色に黒色又は原色等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標についてはこの限りでない。
- ・蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- ・信号機、道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。

ケ 留意事項

- ・原則として、歩道橋は現状有姿で、標示可能な範囲に名称を標示いただくこととなります。(既存の信号機、案内標識等の移設等はいりません。)
- ・歩道橋の構造、形状等及び既存の信号機、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合がありますので、応募にあたっては、必ず現地確認をお願いします。
- ・地点名等の既存の標示については、本市と協議のうえ、移設等を可とします。
- ・応募にあたっては、提案される名称(ロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む。)や表示位置等について、道路交通の安全性等を考慮して、「千葉県歩道橋命名権審査会(以下「審査会」という。)」の意見により変更されることがあるので、ご了承ください。
- ・市民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として、決定した名称は、契約期間中に変更することはできません。

(4) 地域貢献に関する提案

- ア パートナーとして、千葉市の道路に係る地域貢献に関する提案も合わせてお願いします。(歩道橋周辺の清掃美化活動や雪かきなど)
- イ 提案内容については、実施確認のため報告(自由様式)をしていただきます。なお、ご報告いただいた内容については、市の公式ウェブサイト等で紹介させていただくことがあります。

(5) 通称名の標示及び撤去

- ア 企業名等と既存の歩道橋名の間は、不必要な間隔を空けずに標示するものとします。
- イ 通称名の標示及び消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受け、施工していただきます。
- ウ 通称名の標示は、契約後、道路法第24条の申請など通称名の標示に必要な手続きを行っていただき、速やかに施工していただきます。
- エ 施工費用及び契約期間中の標示箇所の維持管理費用は、すべてパートナーの負担とします。

(6) その他

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催時には、一部の歩道橋について、通称名の使用及び標示について制限を受ける場合があります。なお、この場合のネーミングライセンス等については、パートナーと協議いたします。

## 6 応募資格

次の条件を満たす法人を対象とします。

- (1) 事業の趣旨に賛同し、パートナーとなることを希望するとともに、公共施設のパートナー企業にふさわしい法人
- (2) 「千葉県広告掲載要綱」及び「千葉県広告掲載基準」を満たす法人
- (3) 市税等の未納がないこと
- (4) ひとつの名称標示であれば、複数企業合同での申込を可とします。（複数企業の名称が入った標示は不可となります。）この場合、必ず代表企業を定めることとし、応募申込書に、代表企業がわかるよう記載願います。

### ※千葉県広告掲載基準の抜粋

（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律

第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう)並びにこれらと関係を有している事業者

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

千葉市歩道橋命名権審査会により、優先交渉権者を選定します。

### (2) 選定基準

ア ネーミングライツ料、契約期間、道路に係る地域貢献活動や名称案に関する提案の内容、千葉市広告掲載基準との整合性等について、以下の基準をもとに選定します。

審査項目	配点
1橋あたりのネーミングライツ料(年額)*	60点
契約期間	20点
地域貢献活動の提案内容	10点
名称案の標示イメージ	10点

\*1面あたりのネーミングライツ料ではありません。

イ 対象歩道橋と立地する企業の地域性を確保するため、対象歩道橋と直結する建物の所有者および店子から応募があった場合は、上記基準に関わらず、優先交渉権者とします。

ウ 対象歩道橋と直結する建物の所有者、店子の両社から応募があった場合は、両者間で「7 選定方法等 (2) 選定基準 ア」の基準をもとに、優先交渉権者を選定します。

### (3) 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、選定された優先交渉権者を市のホームページ等で発表します。

### (4) 申込方法

別紙「千葉市歩道橋ネーミングライツパートナー応募申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、「8 申込先・問合せ先」に、持参又は郵送により提出してください。

### (5) 募集期間

平成30年6月 1日(金)から平成30年9月28日(金)午後5時まで

※持参・郵送のいずれの場合も、平成30年9月28日(金)必着

## 8 申込先・問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 市役所6階

千葉市建設局土木部土木保全課 保全班

TEL 043-245-5386

E-mail [dobokuhozen.COP@city.chiba.lg.jp](mailto:dobokuhozen.COP@city.chiba.lg.jp)

平成 年 月 日

## 千葉市歩道橋ネーミングライツパートナー応募申込書

千葉市長 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

印

千葉市歩道橋のネーミングライツパートナーに下記のとおり応募いたします。

### 記

法人名	
業種	
歩道橋名	
標示面数	面
契約期間	年
ネーミングライツ料 (消費税別)	(年額) 円/面
	(総額) 円/面
名称案	※標示のイメージ図(色や大きさ等がわかるもの)を添付願います。
道路に係る 地域貢献活動の提案	※内容、頻度、場所等がわかるよう詳細に記入願います。記入欄の不足など必要に応じ、別紙で提出願います。
担当者 連絡先	(ふりがな) 氏名
	部署
	役職名
	電話
	E-mail

(添付書類)

- 1 会社概要がわかるもの
- 2 登記事項証明書(商業登記簿謄本の写し)
- 3 印鑑証明書
- 4 「未納の税額のないこと」の証明書

千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する場合は、千葉市税の完納証明書

※法人税・消費税：納税証明書(税務署)、千葉市税：滞納無証明(市税事務所)

平成 年 月 日

千葉市長 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

印

## 誓 約 書

千葉市歩道橋ネーミングライツパートナーの応募にあたり、下記事項については、真実に相違なく、法令を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 「千葉市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項」の応募資格を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。